

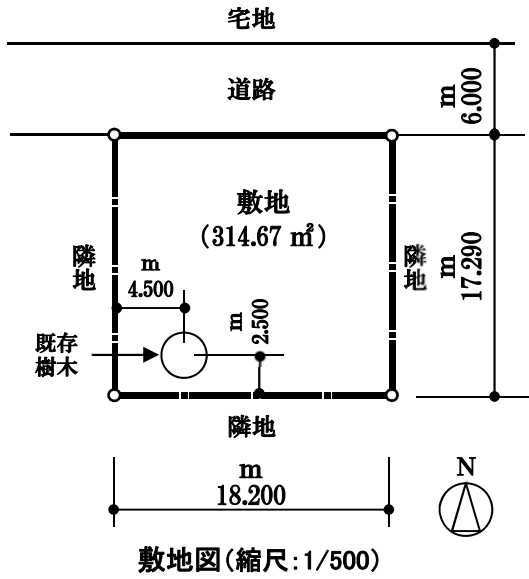
設計課題 「夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅（木造2階建て）」

1. 設計条件

- ある地方都市の住宅地において、夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅を計画する。建築設計事務所部分においては、執務スペースとは別に、作品（パネル写真や模型）などを展示するためのギャラリースペースを設けるものとする。
- 計画に当たっては、次の①～③に特に留意する。
- 住宅部分と建築設計事務所部分は、出入口を分離し、屋内の1階部分で行き来ができるようにする。
 - 敷地内の日当たりのよいところに、屋外テラスを設け、食事や休憩などが行えるようにする。また、この屋外テラスからは、既存樹木を眺めることができるようにする。
 - 建築物は建築設計事務所として相応しいデザインとなるようにする（総2階建ての建物にならないようにし、前面道路から平家部分が見えるようにする）。

(1) 敷地

- 形状、道路との関係、方位等は、右図の通りである。敷地内には既存樹木（枝張3m）が植えられており、移設や撤去を行ってはならない。
- 第一種住居地域内にあり、防火・準防火地域の指定はない。
- 建蔽率の限度は60%、容積率の限度は200%である。
- 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
- 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。



(2) 構造、階数、建築物の高さ等

- 木造2階建てとする。
- 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは7m以下とする。
- 耐力壁（筋かい等を設けた構造上有効な壁）は、必要な量をバランスよく配置する。

(3) 延べ面積

- 必ず「170㎡以上、210㎡以下」とする。
 （床面積については、ピロティ、玄関ポーチ、駐車スペース、駐輪スペース、屋外テラス、家庭菜園等は算入しない。）

(4) 家族構成等

夫婦(夫42歳、妻36歳)、子ども1人(中学生)、通勤所員(数人)

(5) 要求室

下表の全ての室は、必ず指定された設置階に計画する。

部分	設置階・室名	特記事項	床面積
建築設計事務所部分	1階 ギャラリー兼エントランス	ア. エントランス及び建築作品の展示などを行なうことができるスペースとする。 イ. 履物は履き替えられないものとする。 ウ. 天井高さは、2,700mm以上とする。	13㎡以上
	1階 事務室	ア. 執務スペース及び打合せスペースを設ける。 イ. 執務スペースは、4人が設計業務を行える空間とし、作業机(1,200mm×700mm)を4席設ける。 ウ. 打合せスペースは、打合せや休憩が行える空間とし、テーブル(6席)を設ける。 エ. コピー機及びミニキッチン(1,200mm×600mm)、冷蔵庫を設ける。 オ. 屋外テラスと直接行き来できるようにする。	適宜
	1階 所長室	ア. 夫婦が利用する。 イ. 事務室に隣接させ、事務室から直接出入りできるようにする。	13㎡以上
	1階 倉庫	・ 棚を設ける。	4㎡以上
	1階 便所(1) 洗面所(1)	・ コーナーとしてもよい。	適宜
(注) 屋内で住宅部分と行き来できるようにする。ただし、行き来する部分は、廊下又はギャラリー兼エントランスとし、事務室で行ってはならない。			
住宅部分	1階 玄関		適宜
	1階 玄関収納	・ 玄関から利用できるようにする。	3㎡以上
	1階 子ども室	ア. 洋室とし、収納を設ける。 イ. 机及び椅子、ベッドを設ける。	適宜
	1階 便所(2) 洗面所(2)	・ コーナーとしてもよい。	適宜
	2階 居間 食事室 台所	ア. 洋室とし、1室又は2室にまとめてもよい。 イ. キッチン、対面キッチンとしてもよい。	適宜
	2階 食品庫		3㎡以上
	2階 夫婦寝室	ア. 洋室とし、収納(3㎡以上)を設ける。 イ. 書斎(4㎡以上)を付属させる。 ウ. 既存樹木が見える位置とする。	16㎡以上
	2階 便所 浴室 洗面脱衣室 納戸		適宜 3㎡以上

(6) 屋外施設等

屋外に下表のものを計画する。

駐車スペース	・ 普通乗用車2台分の駐車スペースを設ける。
駐輪スペース	・ 住宅用として、3台分の駐輪スペースを設ける。
屋外テラス	ア. 日当たりに配慮した位置とし、面積は、12㎡以上とする。 イ. 既存樹木を眺めることができる位置とする。
菜園	ア. 菜園用の洗い場を設ける。 イ. 面積は、6㎡以上(洗い場を除く。)とする。
屋外スロープ	ア. 建築設計事務所部分のアプローチにおいて、段差が生じる場合に設ける。 イ. 勾配は、1/15以下とする。

2. 要求図書

- 下表より、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい)。
- 図面は黒鉛筆仕上げとする。(定規を用いなくてもよい)。
- 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、4.55mm(部分詳細図(断面)にあつては、10mm)である。
- シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてよい。

要求図書 ()内は縮尺	特記事項
(1)1階平面図兼配置図(1/100)	ア. 1階平面図兼配置図及び2階平面図には、次のものを記入する。 ・ 建築物の主要な寸法 ・ 室名等 ・ 「通し柱」を○印で囲み、「耐力壁」には△印を付ける。 ・ 断面図の切断位置及び方向
(2)2階平面図(1/100)	イ. 1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 ・ 敷地境界線と建築物との距離 ・ 道路から建築物へのアプローチ、駐車スペース、駐輪スペース、屋外テラス、菜園、屋外スロープ、門、塀、植栽等 ・ 道路から敷地及び建築物への出入口には、▲印を付ける。 ・ 部分詳細図の切断位置及び方向 ・ 住宅部分の廊下の床高、事務室の床高、屋外テラスの地盤面からの高さ ・ 屋外テラス…テーブル(6席) ・ 事務室…作業机4台、テーブル(6席)、コピー機、ミニキッチン ・ 所長室…机及び椅子(2人分)、キャビネット、本棚 ・ 倉庫…棚 ・ 便所(1)…洋式便器 ・ 洗面所(1)…洗面台 ・ 玄関収納…棚 ・ 子ども室…机、椅子、ベッド ・ 便所(2)…洋式便器 ・ 洗面所(2)…洗面台
	ウ. 2階平面図には、次のものを記入する。 ・ 1階の屋根伏図 ・ 居間・食事室・台所…ソファ、ダイニングテーブル(4席)、台所設備機器(流し台・調理台・コンロ台・冷蔵庫等) ・ 夫婦寝室…ベッド(2台)、書斎用の机及び椅子、本棚 ・ 便所…洋式便器、手洗い器 ・ 浴室…浴槽 ・ 洗面脱衣室…洗面台、洗濯機
(3)2階床伏図兼1階小屋伏図(1/100)	ア. 主要部材(通し柱、1階及び2階の管柱、胴差、2階床梁、桁、小屋梁、火打梁、棟木、母屋、小屋束など必要なもの)については、凡例の表示記号にしたがって記入し、断面寸法(小屋束を除く。)を凡例欄に記入する。ただし、主要部材のうち、平角材又は丸太材としたものについては、その断面寸法を図面上に記入する。なお、根太及び垂木については、記入しなくてよい。 イ. 火打梁の代わりに、構造用面材による床組とする場合には、胴差、床梁、桁を記入したうえで構造用合板の厚さ、釘の種類・打ち付け間隔を明記する。 ウ. その他必要に応じて用いた表示記号は、凡例欄に明記する。 エ. 建築物の主要な寸法を記入する。
(4)立面図(1/100)	ア. 南側立面図とする。 イ. 床下換気口(又はこれに代わるもの)を記入する。 ウ. 建築物の最高の高さを記入する。
(5)断面図(1/100)	ア. 切断位置は、1階のギャラリー兼エントランス及び2階を含む部分とする。また、少なくとも1階・2階いずれかの開口部を含むものとする。 イ. 建築物の外形、床面及び天井面の形状がわかる程度のものとし、構造部材(梁、基礎等)については、記入しなくてよい。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1階床高、屋根勾配、開口部の内法寸法及び主要な室名等を記入する。
(6)部分詳細図(断面)(1/20)	ア. 切断位置は子ども室とし、外壁を含む部分とする。 イ. 作図の範囲は、基礎及び床の部分(床の仕上面からの高さ200mm以上)とし、外壁の柱心から1,000mm以上とする。 ウ. 主要部の寸法等を記入する。 エ. 主要部材(基礎、土台、大引、1階根太など必要なもの)の名称・断面寸法を記入する。 オ. 床下換気口(又は、これに代わるもの)の位置・名称を記入する。 カ. アンカーボルト等の名称・寸法を記入する。 キ. 外気に接する部分(外壁、床、その他必要と思われる部分)の断熱・防湿措置を記入する。 ク. 主要な部位(外壁、内壁、床)の仕上材料名を記入する。
(7)面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(8)計画の要点等	・ 建築物等の計画に関する次の①～③について、具体的に記述する。 ① 建築設計事務所部分の計画について、工夫した点 ② 建物の外観について、工夫した点 ③ 屋外施設の計画について、工夫した点